

# 岡山市からのお知らせ 販売促進補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している  
市内事業者の**販売促進の取り組み**に補助金を支給します。

## 【補助金とは・・・】

※当事業は給付金ではなく補助事業です。

【募集期間】令和2年7月20日(月)～12月25日(金)

※令和2年2月～10月の売上減少率が**20%以上**の事業者が対象

補助対象となる取り組みを実施する事業者に対し、金銭的な給付を行うものです。

### 1. 原則返済不要

補助金は融資とは異なり原則返済不要です。**ただし、使途は補助金の主旨に沿った取り組みに限定されます。**

### 2. 対象となる経費が決まっています

詳細は次ページ以降を参照してください。

※ **不正受給防止** 提出された申請書等について不審な点が見られる場合は調査し、結果により不正の内容が悪質な場合は刑事告発を行います。

## 【補助対象となる取り組み】

※(1)～(4)の複数の組み合わせも可能です。

新型コロナウイルスの影響を受けている市内事業者が、経済活動の回復期において**顧客を呼び戻すために行う販売促進の取り組み**。

【対象となる販売促進の取り組みの例】

- (1) 広告宣伝・広告デザイン作成委託（テレビCM、新聞広告、タウン誌広告、フリーペーパー掲載、ホームページ作成、Web広告等）
- (2) クーポン・割引券のデザイン作成委託（左記に係る発送料、配信アプリ利用料を含む）
- (3) ノベルティ・サンプル品等作成委託
- (4) インターネット販売サイト出店料、展示会等出展小間料

※ 取り組みの事例について、詳細は岡山市ホームページに掲載のQ&Aを参照してください。

## 【補助額】

※複数取り組んだ場合も、上限額は同じです。

① **上限10万円** 対象：小規模事業者

② **上限20万円** 対象：中小企業者

※小規模事業者・中小企業者の定義は3ページ目をご確認ください。

※**実際に支払った経費(税抜き)の範囲内で支給されます。** 上限額まで10/10補助（千円未満切り捨て）

（補助金に算定される対象経費については、次ページを参照してください）

※事業終了後の交付（精算払）となります。

## 【補助対象者】

以下の(1)(2)(3)の全ての要件を備えている事業者

- (1) 主たる事業所が岡山市内にある小規模事業者又は中小企業者
- (2) **令和2年2月～10月まで**のいずれか1か月の売上高が、**前年同月比20%以上減少**していること。
- (3) **令和2年5月14日～11月30日まで**に補助対象となる取り組みを行い、**支払いが完了**したものであること。

※ 国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費は本補助金の対象になりません。

※ 一度補助を受けた方は、再度補助申請することができません。

※ 国の「持続化給付金」及び市の「事業継続支援金」との重複受給は可能です。

## 【申請方法】

申請書等を**郵送**でご提出ください。  
詳細は最終頁の【申請の流れ】  
又は岡山市ホームページを参照  
してください。

## 【問い合わせ先・郵送先】

岡山北商工会、岡山西商工会  
岡山南商工会、赤磐商工会瀬  
戸支所、岡山商工会議所  
（連絡先は最終頁参照）

## 【補助対象となる経費の一覧】

次の要件をすべて満たす経費が補助の対象となります。

- ・顧客を呼び戻すために行う販売促進の取り組みに要する経費であること
- ・令和2年5月14日から令和2年11月30日までに支払った経費であること
- ・岡山市内の事業所（オフィス・店舗・工場等）における取り組みに係る経費であること

記号	科目	取り組みに係る経費の例
A	広告宣伝費（商品やサービスの広告などのために支出する費用）	テレビ・新聞・雑誌・フリーペーパー・タウン誌・Webサイト・デジタルサイネージ等の広告掲載費、ホームページの作成・修正の費用、商品画像撮影費用・PR動画作成費用、バナー広告費用、看板・のぼり旗等の作成費用、チラシ・DM・パンフレット・ポスター等の作成費用
B	販売促進費（商品やサービスを直接的に宣伝する費用）	サンプル品・見本品の作成費用、店頭でのPOP作成費用、カタログ・メニュー表の作成費用、クーポン・割引券の作成費用、ノベルティ（カレンダー・手帳・うちわ・手ぬぐい・タオル・ボールペン・ポケットティッシュ等）作成費用、広告宣伝のための懸賞品等作成費用
C	通信費（DM等の発送に要する費用）	チラシ・DM・パンフレット・ポスター・クーポン・割引券・サンプル品等の発送に要した費用（ポストイングを含む、切手代は不可）
D	利用料・手数料（販売・サービスの提供に対して支払う利用料・手数料）	Web展示会・オンライン商談会の参加費用、インターネット販売サイトへの出店料、展示会・商談会等への出展料・参加料

## 【補助対象とならない経費の一覧】

次の経費は補助の対象になりません。

- × 公租公課（消費税及び地方消費税、健康保険料や労働保険料等）
- × 継続的経費（家賃、駐車場代、光熱水費等）
- × 人件費（給与、役員報酬等）
- × 旅費・交通費・食糧費
- × 文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）
- × 通信費（切手代、携帯電話料金、Wi-Fi使用料、インターネット回線使用料、プロバイダー料金等）
- × 商品券・プリペイドカード等の金券
- × **自社で作成する**チラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の**費用**
- × 支払にかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）
- × 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用等
- × 各種保険料等
- × 借入金の支払利息・遅延損害金、損失補填等
- × 飲食・接待等にかかる費用
- × 当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用
- × その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

【補助対象となる経費の一覧】に「経費の例」として挙げた経費であっても、次のものは補助対象外となります。

- × **令和2年5月13日以前に支払ったもの、及び令和2年11月30日に支払いが完了していないもの**
- × 取り組みに伴って発生したものではない経費
- × 領収書や振込明細等の宛名が社名・代表者名・屋号以外のもの、領収書等の宛名が空欄のもの
- × 法人名義又は代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの
- × 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの及び中古品
- × グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払ったもの
- × 手形・小切手・金券・商品券・ポイント等による支払いを行ったもの
- × 他の取引と混在した支払いであって**明細等で当該経費が判別できないもの**
- × 他の取引との相殺による支払いを行ったもの
- × 領収書、振込データ、通帳等、**支払いが確認できる書類が提出できないもの**
- × 国・県・市等、**他の補助金の対象となっている経費**

## 【小規模事業者と中小企業者の定義】

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<p>(令和2年4月1日までに開業している事業者が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</li> <li>○個人事業主(商工業者であること)</li> <li>○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税法上の収益事業 (法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること</li> <li>・認定特定非営利活動法人でないこと</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般社団法人、公益社団法人</li> <li>○一般財団法人、公益財団法人</li> <li>○医療法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</li> <li>○宗教上の組織若しくは団体</li> <li>○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)</li> <li>○任意団体等</li> <li>○医師、歯科医師、助産師</li> <li>○系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様)</li> <li>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び6項から10項に規定する営業並びに当該営業に係る同条13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者</li> </ul>

「小規模事業者」と「中小企業者」は下表のとおり**従業員の規模**で区分されます。「個人事業主」と「法人」の区別とは異なりますのでご注意ください。

業種分類 (申請書の「業種」欄にア～コの記号と具体的な業種を記入してください)		小規模事業者	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
		常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数	資本の額又は 出資の総額
商業	(ア) 卸売業	0人～5人	6人～100人	1億円以下
	(イ) 小売業		6人～50人	5千万円以下
サービス業	(ウ) サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	0人～20人	6人～100人	
	(エ) 娯楽業		21人～100人	
	(オ) 宿泊業(旅館業を除く)		21人～200人	
製造業	(カ) 旅館業	0人～20人	21人～300人	3億円以下
	(キ) 製造業(ゴム製品製造業を除く)		21人～900人	
	(ク) ゴム製品製造業(①②を除く)		21人～300人	
(ケ) ①タイヤ・チューブ製造業(自動車・航空機用) ②工業用ベルト製造業				
その他	(コ) ソフトウェア業・情報処理サービス業 建設業・運輸業・その他の業種		21人～300人	

※「常時使用する従業員の数」には、代表者、役員、家族従業員、パートは除きます。

※中小企業者については、「従業員の数」と「資本の額又は出資の総額」のいずれか一方を満たせば該当します。

※「補助対象となりうる者」の要件を満たした特定非営利活動法人については、事業内容により5人以下又は20人以下の従業員数であれば「小規模事業者」、これを超え、2,000人以下の場合は「中小企業者」となります。

## 【申請の流れ】

①補助対象となる取り組みを実施（令和2年5月14日～令和2年11月30日までに支払いを完了）



②以下の書類を「問い合わせ先・郵送申請先」に郵送（事業所の所在地によって異なります）  
**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での受付は行いません。申請は郵送のみの受付となります。**  
**ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。**

- 岡山市販売促進補助金交付申請書（様式第1号）
- 添付書類（詳細は様式第1号の裏面をご覧ください）
  - (1) 事業計画書兼実施報告書（様式第2号）
  - (2) 補助事業の実施が確認できる写真もしくは成果物（写しも可）
  - (3) 事業の実施に要した経費の支払いを証する書類
  - (4) 売上高の減少率が確認できる書類
  - (5) 補助金振込口座の通帳の写し
  - (6) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）

申請書、記載要領、  
Q&A等の  
ダウンロードは  
こちら↓から



岡山市ホームページ  
QRコード

- ※封筒の表に「**岡山市販売促進補助金申請書**在中」と**朱書き**してください。
- ※「**岡山市事業継続支援金**」の支給を受けている場合は、その**決定通知の写し**を(4)・(6)に代えることができます。
- ※岡山市長より「セーフティーネット」等で、**売上高の減少率が20%以上である認定**を受けている場合は、その**認定証の写し**を(4)に代えることができます。
- ※申請様式は岡山市及び申請先のホームページよりダウンロードできるほか、岡山市の本庁舎、各区役所、支所、地域センター及び各申請先で配布します。

**【募集期間】 令和2年7月20日(月)～令和2年12月25日(金) (消印有効)**



③提出書類を審査の上、補助が決定した場合は補助金額を確定し、指定口座に補助金を振り込みます。

## 問い合わせ先・郵送申請先（問い合わせ時間：平日午前9時から午後5時）

事業所所在地	問い合わせ先・申請先	住所	連絡先
御津地区、一宮地区、津高地区、上道地区、建部地区	岡山北商工会	〒709-2121 岡山市北区御津宇垣1630-1	086-724-2131
吉備地区、高松地区、足守地区	岡山西商工会	〒701-0153 岡山市北区庭瀬488-6	086-293-0454
藤田地区、妹尾地区、福田地区、興除地区、灘崎地区	岡山南商工会	〒701-0221 岡山市南区藤田564-131	086-296-0765
瀬戸地区（旧 赤磐郡瀬戸町）	赤磐商工会 瀬戸支所	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸91-15	086-952-0323
商工会地区を除く岡山市内	岡山商工会議所	〒700-8556 岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2266